

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ほっかいどう きたとうほく ちゅうしん じょうもんいせきぐん
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ほっかいどう ちとせし はこだてし だてし もりまち とうやこちょう
北海道 千歳市、函館市、伊達市、森町、洞爺湖町
あおもりけん あおもりし ひろさきし はちのへし し そとが はままち しちのへまち
青森県 青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町
いわてけん いちのへまち
岩手県 一戸町
あきたけん かづのし きたあきたし
秋田県 鹿角市、北秋田市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

適用種別	遺跡
文化的景観の有無	無

4. 資産の概要

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、「狩猟・採集・漁労を基盤として定住を達成した顕著な見本」と「自然と共生した人類と環境との交渉を示す顕著な見本」として、縄文文化を代表する18の遺跡によって構成される考古学的遺跡群である。

縄文文化は、紀元前13,000年頃の土器の出現という新たな文化的事象の開始から、紀元前300年頃の灌漑稲作農耕の開始をもって終焉するまで、日本列島で成立・発展し、約1万年間にわたって継続した我が国特有の先史文化であり、現代に伝承される生業活動や伝統工芸などの礎となり、日本人の価値観や自然観、宗教観などの形成にも大きな影響を与えた、日本の基層文化である。

縄文文化は、他地域の新石器文化とは異なり本格的な農耕と牧畜を選択することなく、狩猟・採集・漁労を生業の基盤としながら定住を達成し、協調的な社会をつくり上げ、かつそれを長期間継続し得たという点で、人類史上極めて稀有な先史文化である。

また、世界的にも稀な生物多様性に恵まれた生態系に適応・発展し、水産資源や堅果類等の森林資源など、豊かな有用資源を適切に維持・管理し、自然と共生して持続的発展を遂げた先史文化である。

資産が位置する北海道・北東北は、日本列島の中でも縄文文化の遺跡が濃密に分布し、縄文文化初期から終末までの全般にわたる重要な遺跡が所在する地域である。この地域は、縄文時代を通じて同一の文化圏を長期間にわたり継続的に形成しており、大規模環状列石や周堤墓に代表される記念物など他地域には希少な要素のほか、精神文化に関わる土偶も豊富で集中的に分布している。さらに、世界最古の土器や漆器が出土し、また、遠隔地で産出するヒスイや黒曜石製の遺物も多数出土するなど、極めて高い文化的求心力を持ち、縄文文化を常に牽引した中核的地域であり、縄文文化を代表する地域である。

縄文時代は6時期に区分され、土器の出現による定住初期の様相を示す草創期（紀元前13,000年～紀元前9,000年頃）、温暖化による海水準変動への適応や海産資源の開発が進み貝塚が出現する早期（紀元前9,000年～紀元前5,000年頃）、有用植物の利用や貯蔵技術が発達した前期（紀元前5,000年～紀元前3,000年頃）、成熟した社会や生活を物語る大規模集落が形成された中期（紀元前3,000年～紀元前2,000年頃）、祭祀や精神的な活動の拠点となった環状列石や周堤墓等の記念物がつくられた後期（紀元前2,000年～紀元前1,000年頃）、土器や漆工芸が爛熟した晩期（紀元前1,000年～紀元前300年頃）と移り変わり、各時期の変遷は定住の進展と密接に関係する。

構成資産の18遺跡は、縄文時代の各時期区分のすべてを網羅して、各時期の縄文文化の特徴を示す物証であり、一連の資産として、縄文文化の総体的特徴と通時的変遷を具体的に示している。

資産は、集落遺跡、貝塚、低湿地遺跡、記念物などで構成され、縄文文化の顕著な遺構・遺物をすべて含んでおり、さらに、海岸部と内陸部の丘陵地帯、湖沼、河川流域などに立地し、多様な環境への適応及びその変遷と自然との共生の典型的な姿を示す考古学的遺跡群でもある。

また、各構成資産は、文化財保護法により日本の歴史と文化の成立を知る上で重要な遺跡として特別史跡または史跡に指定されており、国及び管理を所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられ、管理・活用されている。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成26年4月25日世界文化遺産特別委員会報告時点（基準日：平成26年3月1日）までの取組・体制整備の状況

〔体制の整備〕

① 4道県、関係自治体共同推進体制

平成21年6月、4道県知事による協定を締結し、共同推進体制を整備

- ・縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（4道県知事、関係自治体の首長、教育長）
- ・縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（4道県・関係自治体の文化財保護主管課長）
- ・縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会（考古学、環境、世界遺産関係専門家7名）

② 関係自治体の体制整備の状況

- ・北海道：「縄文世界遺産推進室」設置（H23.6）
- ・青森県：「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」設置（H18.4）
- ・岩手県：教育委員会生涯学習文化課の埋蔵文化財担当職2名で対応
- ・秋田県：「文化財保護室埋蔵文化財・世界遺産登録推進班」設置（H21.4）
- ・一戸町：「世界遺産登録推進室」設置（H22.4）
- ・青森市：「埋蔵文化財・世界遺産チーム」設置（H23.4）
- ・七戸町：「世界遺産対策室」設置（H25.4）
- ・11市町：教育委員会の文化財保護行政担当部署において担当

〔取組〕

① 登録推進会議等

- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部開催
[H21～H24] 第2回まで開催・・・取組方針等を決定
[H25] 第3回開催・・・今後の取組方針、包括的保存管理体制整備等を決定
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議開催
[H21～H25] 述べ17回開催・・・推薦書案、保存管理計画案等の検討
[H25.12] 意見交換会開催・・・推薦に向けた諸課題対応の検討
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会開催
[H21～H25] 第12回まで開催・・・推薦書案（OUV等の学術的内容）の検討・整理
[H26.3] 意見交換会開催・・・推薦に向けた諸課題対応の検討

② 国際会議・国際シンポジウム等

- ア 海外専門家招聘による意見交換会開催
[H22.9]・・・ウィレム・ウィレムス氏を招聘し開催
- イ 国際会議及び国際シンポジウム開催
[H23.9]・・・ダグラス・コマー氏、ジョン・ピーターソン氏を招聘し青森市で開催
[H24.9]・・・ダグラス・コマー氏、ジョン・ピーターソン氏、シンティア・ダニング氏、劉國祥氏を招聘し札幌市で開催
[H25.7]・・・ダグラス・コマー氏、郭旆氏、イアン・リリー氏を招聘し盛岡市で開催
- ウ 海外専門家会合への職員派遣
[H21.11]・・・イギリスで縄文文化説明会実施
[H23.1]・・・フランスで縄文文化説明会実施
[H23.11]・・・フランス開催のイカム年次総会で縄文遺跡のOUVをプレゼンテーション
[H24.11]・・・ペルー開催のイカム年次総会で縄文遺跡のOUVをプレゼンテーション
[H26.1]・・・カンボジア開催アのイカム年次総会で縄文遺跡のOUVをプレゼンテーション

③ 普及啓発

- ア 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム開催
述べ12回開催
〔東京開催〕 有楽町朝日ホール [H24.1、H25.1、H26.1]
〔4道県開催〕 北海道 [H23.11、H26.2]
青森県 [H24.11、H25.11]
岩手県 [H23.10、H24.11]
秋田県 [H23.10、H24.11、H25.11]
- イ リーフレット等の作成
 - ・ 共通リーフレット（日・英・仏・中・韓）作成[H21]
 - ・ 各構成資産ハンディサイズリーフレット（日・英）作成[H23]
 - ・ 共通リーフレット改定版（日、英）作成[H25]
 - ・ 各構成資産ハンディサイズリーフレット改訂版（日・英）作成[H25]
- ウ ロゴマークの作成・活用
 - ・ 縄文ロゴマークを公募により作成[H24]

- ・縄文ロゴマークバッジ等のグッズを作成、各種行事で配布[H24～H25]
- エ ホームページの開設
 - ・「JOMON JAPAN 北海道・北東北の縄文遺跡群（日・英）」開設[H25]
 - ・キッズページ「JOMONぐるぐる（日）」開設[H25]

(2) 平成26年4月25日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成27年3月1日）、までの取組・体制整備の状況

[取組]

① 登録推進会議等

- ・縄文遺跡群世界遺産登録推進会議開催
 - 2回開催[H26.5、H27.2]・・・推薦書原案等の改訂に向け、検討を深めるべき事項への対応などの諸課題の検討・整理
- ・縄文遺跡群世界遺産登録推進会議担当者会議開催
 - 1回開催[H26.8]・・・検討を深めるべき事項への対応に向け意見交換
- ※縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会開催[H27.3.9]

② 国際会議・国際シンポジウム等

- ア 国際会議及び国際シンポジウム開催[H26.9 秋田市]
 - ダグラス・コマー氏(イカム共同委員長)、郭旆氏(イコモス副委員長)、ヌリア・サンズ氏(ユネスコ・メキシコ事務所所長)を招聘し、過去の国際会議の成果を振り返りながら、推薦書原案の改訂内容について意見交換した。また、国内外の専門家によるパネルディスカッション「JOMONの魅力と価値をいかに伝えるか」を公開開催。
- イ 海外専門家会合への職員派遣[H26.11]
 - イタリア開催のイコモス総会で縄文遺跡群をプレゼンテーション

③ 普及啓発

- ア 縄文ロゴマークの活用
 - ・縄文ロゴマークバッジ等のグッズを作成、各種行事等で配布
- イ ホームページの運営
 - ・「JOMON JAPAN 北海道・北東北の縄文遺跡群（日・英）」の情報更新
 - ・キッズページ「JOMONぐるぐる（日）」の情報更新

6. 推薦に向けた課題

平成26年7月10日開催の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会のユネスコ推薦に向けた意見として、『北海道・北東北の縄文遺跡群に関する「更に検討を深めるべき事項」』が示されたことを受け、縄文遺跡群世界遺産登録推進会議では、文化庁との協議により10項目の「更に検討を深めるべき事項」に示された課題内容を確認しながら、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会や国際会議などを通じて専門家の意見を踏まえ、諸課題の整理に取り組んでいる。

本資産は平成27年度世界文化遺産推薦候補選定対象であり、審査書類とし

て平成27年3月27日までに推薦書素案等を提出するが、推薦書素案等には「更に検討を深めるべき事項」への対応状況を反映する。

これまでの検討で整理した課題対応の方向性や内容は以下のとおりである。

(1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」における「縄文文化」の定義づけと、構成資産を北海道・北東北に限定する理由のわかりやすい説明ぶり

〔検討・整理の状況〕

縄文文化については、その顕著な普遍的価値の柱である、「狩猟・漁労・採集による定住の達成」と「自然と共生する文化」であることについて、それらを示す縄文文化の特徴について簡潔に説明する。

範囲の設定については、日本列島の中で、北海道・北東北は津軽海峡を挟みながらも、縄文時代全般にわたり、常に文化的なまとまりがあり、多数の縄文遺跡が濃密に分布し、遺跡の多様性と重要性が認められ、さらに保存状態が良いことから、この地域内の遺跡でもって縄文文化の顕著な普遍的価値の典型を示すことができることについて、簡潔に説明する。

(2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が主張する「定住の達成」という極めて普遍性のあるテーマを、各構成資産との関係に基づき顕著な普遍的価値の主張として主張できる論理の明確化

〔検討・整理の状況〕

「狩猟・漁労・採集による定住の達成」と「自然と共生する文化」であるという顕著な普遍的価値に、構成資産がそれぞれどのように貢献しているのかを示すことで、主張の論理を明確にする。

各構成資産の要素（遺構や遺物）がどのように主張に貢献しているのか、また、構成資産同士の関係性については、わかりやすく示すために図表に整理する。

(3) 個々の構成資産の全体としての顕著な普遍的価値への貢献、及び完全性の説明を踏まえた、構成資産選択のあり方

〔検討・整理の状況〕

これまでの文化庁との協議や専門家委員会、国際会議などにおいて、保全状況や完全性などの観点で課題があり構成資産選択のあり方に関わると指摘のあった構成資産については、構成資産を絞り込む方向で、課題解消に向け、関係道県市町と文化庁による個別協議を継続中である。

個別協議により対応が決定した場合は、推薦書素案等に反映する。

長七谷地貝塚（青森県八戸市）

- 《課題内容》
- ①プロパティが貝塚のみである。
 - ②緩衝地帯が極端に狭い。

《課題解消に向け協議中の内容》

- ・貝塚を形成した同時期の竪穴住居等が周囲にないことが、発掘調査の成果で判明しており、プロパティの完全性に欠落はないことは証明できる。
- ・緩衝地帯を、縄文海進時の海に当たる西の農耕地帯側へ拡張する。

驚ノ木遺跡（北海道森町）

《課題内容》 プロパティ直下に高速道路（トンネル）が整備されている。

《課題解消に向けた協議内容》

- ・開発時の調査記録で周囲に同時代の遺構が存在しなかったことが判明しており、環状列石のみでプロパティの完全性に欠落はないことは証明できる。
- ・道内では最大規模の大型環状列石であり、トンネルに道路設計を変更して保存が図られた。
- ・本州から北海道に文化が伝播した物証であることから、北海道・北東北の縄文文化の文化的なまとまりを示す、不可欠な構成資産である。

垣ノ島遺跡（北海道函館市）

《課題内容》 緩衝地帯内のプロパティ付近に臨港道路整備計画がある。

《課題解消に向けた協議内容》

- ・津波対策のための避難道路の役割があり道路整備の必要性がある。
- ・周辺一帯は、プロパティとは関連しない周知の埋蔵文化財包蔵地があり、計画道路の路線はそれらを避けて検討した結果である。
- ・植栽などで修景に配慮する。プロパティからはほとんど見えない見込みである。
- ・個別協議において文化庁から提案された、完成後のシミュレーションの作成検討や、プロパティに最寄りの既存道路との接続部分を遺跡からさらに離す調整について、道路整備側が検討中。

（４）完全性の観点からの史跡の追加指定

〔検討・整理の状況〕

文化庁に意見具申中の案件が平成27年度に答申される予定であり、それをもって当面可能な追加指定については全て完了することとなる。

また、私有地で所有者の同意が必要であるなど、追加指定に長期間を要することがやむを得ない案件については、今後も追加指定に向け、協議等を継続するとともに、工程の見通しをできるだけ具体的に整理し保存管理計画などに示す。

〔追加指定の状況〕

《平成25年度》

- ・北黄金貝塚・・・発掘調査で判明した遺跡北側の茶呑場台地の貝塚など
- ・是川石器時代遺跡・・・調査で範囲が判明した一王寺遺跡の西側など
- ・三内丸山遺跡・・・遺跡北地区及び近野地区の水場遺構など
- ・御所野遺跡・・・追加指定対象とした地域の前回指定の残り全て

《平成26年度》

- ・ニツ森貝塚・・・調査で内容が確認された隣接する西側部分

《平成27年度》

いずれも文化庁へ具申中、平成27年6月答申で追加指定が見込まれる。

- ・ニツ森貝塚・・・調査で内容が確認された集落西側
- ・大平山元遺跡・・・追加指定対象とした地域のうち条件が整った部分
- ・大湯環状列石・・・遺跡内の社部分

《今後長期間を要する案件》

- ・キウス周堤墓群
(北海道・千歳市)
 - ・7号、11号周堤墓
(試掘調査による内容把握が必要)
 - ・現国道部分
(国の関係機関と協議中)
- ・是川石器時代遺跡
(青森県・八戸市)
 - ・同意が得られていない私有地
(土地所有者と交渉継続中)
 - ・公共建物部分
(建物撤去及び遺構の有無の調査が必要)

(5) 一部の構成資産に係る緩衝地帯の範囲・保全の方針・方策の再整理

〔検討・整理の状況〕

緩衝地帯が極端に狭い資産（長七谷地貝塚）については、緩衝地帯の拡大を検討している。

プロパティ付近の緩衝地帯内に道路建設計画がある資産（垣ノ島遺跡、大船遺跡）については、プロパティの保全や景観への影響に十分配慮して関係者間で調整し、具体的な保全の方針を保存管理計画等に明示する。

なお、長七谷地貝塚及び垣ノ島遺跡については、課題解決に向け、それぞれ文化庁との個別協議を継続中である。

(6) 資産に影響を及ぼす課題（既存の又は新規に計画されている道路）への対策・説明ぶり

〔検討・整理の状況〕

プロパティ内に既設道路（キウス周堤墓群、鷲ノ木遺跡、大湯環状列石）及び公共建物（是川石器時代遺跡）がある資産については、関係者間で調整し、できるだけ具体的な保全の方針を保存管理計画等に明示する。

(7) 遺構の整備・公開の方針やその具体的手法についての説明ぶり（復元建造物の正当性の説明を含む）

〔検討・整理の状況〕

専門家委員会や国際会議における意見交換を踏まえ、これまで整理してきた縄文遺跡の公開・活用の考え方について、埋蔵遺跡の価値を伝達する情報提供活動（インタープリテーション）の観点を中心に説明する。

その説明において、縄文遺跡に見られる特徴的な情報提供活動の手法のひとつとして、縄文遺跡の復元整備についての考え方を示す。

(8) 関係自治体間の協力体制、全体としての管理体制の在り方

〔検討・整理の状況〕

①体制設置に向けた事前準備

関係自治体の各文化財保護行政主管課に加え、緩衝地帯に適用される法令の許認可担当機関の担当者間において共通理解を図るとともに、新たな管理体制を設立するため準備会議を開催した。

今後、平成27年度中の早い時期に設置要綱、関係自治体間の協定書の改訂など、事務的な手続きを経て、立上げ、運用する見込みである。

②体制図の見直し

体制を構成する各組織の関連性が明瞭となるよう、体制図を修正した。

③緩衝地帯の保全の考え方の再整理

緩衝地帯の法令・制度等による保全について、資産全体に適用される景観法・景観条例を基本的な規制とするほか、各構成資産の周辺の土地の利用状況等に応じて適用される他法令の規制により、緩衝地帯の開発行為を制限し眺望景観の保全を担保するとした内容に再整理した。

(9) 全ての構成資産について保存管理計画を完成させることと、全体としての整合性を確保するための包括的保存管理計画の改善

〔検討・整理の状況〕

①個別の保存管理計画の策定

新たに策定が必要な青森県の5遺跡分については、各自治体が作成した保存管理計画案を基に、文化庁から指導・助言を得ながら内容の精査を行っている。

その他、4遺跡分については、平成26年度開始後早々に策定委員会を立ち上げ、学識経験者、文化庁の指導・助言を得ながら策定作業を行っている。

②包括的保存管理計画の改善

資産全体の保存管理の基本方針に基づき、各章の目的と目標を達成する方法が資産全体に関わる内容を示していること、また、保存管理の点から推薦書に比べ、より具体的な内容を示していることを観点として、内容全体を精査した。

(10) 来訪者管理戦略、資産全体としての価値の伝え方の戦略

〔検討・整理の状況〕

資産の価値を伝達するための取組として、来訪者管理戦略と情報提供戦略を新たに盛り込んだ。

地下遺構を中心とし、その存在や価値を理解しにくい性質を持つ資産の価値を来訪者に視覚的情報、体験活動を通じて効果的に伝達する「推奨サイト」や「情報センター」を設置するなど、「観る」、「体感、体験」を柱とした来訪者管理戦略を盛り込んだ。

また、「情報センター」及び既存の各構成資産に関する「公開・活用施設」において、広域に所在する資産への来訪を促進するための情報発信戦略を新たに盛り込んだ。

7. 基準の適用

評価基準 (iii)、(v) を適合

(iii) 定住の達成と縄文文化の成立・発展を示す考古学的な物証

資産は、狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住を達成し、より成熟した文化へと発展を遂げた先史文化の特徴を顕著に示す物証である。

日本の先史文化である縄文文化は、多種多様な自然資源の利用により食料事情を安定させ、定住を達成するとともに、世界最古級の土器や漆工芸を生み出した。また、日本列島で独特に発展した編組技術、縄文時代以降も長く用いられた建築様式である竪穴建物や掘立柱建物、さらにこの地域で成立した公共的な大型竪穴建物、貯蔵施設を発達させたほか、本地域以外にはほとんどみられない大型環状列石や周堤墓等の大規模記念物など、きわめて特徴的な文化を成立・発展させた。

以上から、資産は、日本列島において狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住を達成し、成熟した縄文文化の様相を伝承する物証として無二の存在である。

(v) 人類と環境との関わり、特徴的な土地利用を示す顕著な見本

資産は、海岸部と内陸部の丘陵地帯、湖沼、河川流域などの地理的環境に立地しており、多様な環境へ適応した生業を営むとともに、縄文時代の約1万年間に見られた劇的な気候変動や環境変化にも適応し、持続可能な発展を遂げた日本の先史文化である縄文文化の特徴である、自然と共生した人類と環境との交渉を示す顕著な見本である。

縄文文化は、長年の調査研究から、ブナを中心とする落葉広葉樹が広がる自然環境に、クリやクルミ、漆など有用植物の樹種で構成される縄文里山と呼ばれる人為的生態系を成立させ生業を維持したことがわかっており、この点で、人類が自然を大きく改変する農耕や牧畜を生業として定住を達成した他の先史文化とは異なっている。

また、集落の遺構から、建物、墓、貯蔵穴、祭祀空間、捨て場、道路などの配置が確認でき、集落が一定の社会的規制のもとに継続的に利用されたことは明らかである。さらに、環状列石や貝塚は、自然と共生する当時の世界観、自然観を理解し、物質文化や精神文化の発達の様相を知ることができる重要な物証である。

以上から、資産は、日本列島における先史文化に特徴的な、人類と環境との交渉による自然との共生と土地利用形態を代表する顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

資産は、環状列石など一部の露出遺構を除いて埋蔵遺構であり、遺構と不可分な関係を持つ遺物を有する 18 の縄文遺跡を構成資産としている。

資産の顕著な普遍的価値の要素は、日本列島の先史時代に特徴的な「狩猟・採集・漁労を基盤とする定住の達成」、「定住の長期間継続」、「精神性の発達と成熟した縄文文化の様相」、「人類と環境との交渉による自然との共生」、「持続可能な土地利用」に整理できる。これらを示す遺構と遺物の形状、意匠、材料、材質、用途、機能、技能の諸要素については、客観的な発掘調査や日本の長年の考古学的研究の成果、科学的な放射性炭素年代測定などにより確認されており、真実性は保証されている。

また、資産は、所有者や地方公共団体が万全な保護措置を講じているとともに、自然災害や大規模開発等による影響もなく、法令等に基づいた適切な維持管理が長期的に行われており、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

以上のことから、資産の顕著な普遍的価値を表す諸要素の真実性は確保されている。

(2) 完全性

資産は、環状列石など一部の露出遺構を除いて埋蔵遺構であり、遺構と不可分な関係を持つ遺物を有する 18 の縄文遺跡を構成資産としている。

資産の顕著な普遍的価値の要素は、日本列島の先史時代に特徴的な「狩猟・採集・漁労を基盤とする定住の達成」、「定住の長期間継続」、「精神性の発達と成熟した縄文文化の様相」、「人類と環境との交渉による自然との共生」、「持続可能な土地利用」に整理できる。これらの要素は、各構成資産が有する諸要素によって一連の資産として全て不足なく表すことができ、資産の完全性は確保されている。

また、各構成資産には、これまでの長年の綿密な発掘調査や日本考古学の研究の蓄積により、顕著な普遍的価値を表す諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が含まれていることは確実である。

さらに、各構成資産は、文化財保護法に基づく特別史跡、史跡に指定され、長期的に適切な保護・保全が講じられている。資産を取り巻く周辺地域は、文化財保護法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法、景観法に基づく景観条例及び景観計画、地方公共団体独自の文化財保護条例等により、万全な保護措置が講じられており、外部からの要因による資産への負の影響を排除している。

また、各構成資産では、それぞれ保存管理計画や整備計画を策定して管理者を明記するとともに、推薦範囲以外についても、保全を担保する法令等の所管する関係機関が明確であり、管理放棄による負の影響はない。さらに、構成資産の管理者である関係自治体は、周辺環境の保全または改善のための対策を明示した包括的保存管理計画を策定することとしており、構成資産及

び緩衝地帯の一体的管理を行っている。

以上のことから、資産の顕著な普遍的価値を表す諸要素の完全性は確保されている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 海外資産との比較分析

海外資産との比較分析では、世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表記載資産との比較分析を行い、特に、日本列島の近隣地域については、東アジアにロシア沿海州も含め、世界遺産一覧表、世界遺産暫定一覧表記載資産、これらの一覧表に記載のない資産についても著名なものを比較対象として比較分析を行う。

海外の同種資産の特定に当たっては、推薦資産の主題、年代、地域に重点を置いて比較項目を特定した上で比較対象を絞り込む。

また、比較対象の絞り込みに当たっては、世界遺産一覧表の概要で人類の定住に関する記載のある資産や、イコモスの研究書「Filling the Gaps」の類型別分析、テーマ別分析を参考に比較対象を絞り込む。

① 比較項目の特定

新石器時代における人類の定住を示す考古学的遺跡で、以下について世界遺産一覧表記載資産の比較分析を行う。

- ・背景となる文化的伝統について
生業、精神文化、技術などの文化的伝統
- ・自然との共生、土地利用について
持続可能な定住生活を実現した自然資源の維持・管理を目的とした自然環境への関与
住居、墓、祭祀空間、捨て場等の計画的な配置による集落構造や都市構造

② 比較検討対象資産

ア アジア地域

(世界遺産一覧表記載資産)

- ・バン・チアンの古代遺跡 [1992年/タイ/iii/集落跡]
- ・ビンベットカのロックシェルター群 [2003年/インド/iii、v/岩絵]
- ・タムガリの考古学的景観にある岩絵群 [2004年/カザフスタン/iii/岩絵]
- ・サラズムの遺跡 [2010年/タジキスタン/ii、iii/集落跡]
- ・レゴン溪谷の考古学的遺跡 [2012年/マレーシア/iii、iv/洞窟遺跡、岩絵]

(世界遺産暫定一覧表記載資産)

- ・良渚遺跡 [2001年/中国/i、ii、iii/集落跡]
- ・牛河梁遺跡 [2008年/中国/i、ii、iii、iv、vi/祭祀遺構]
- ・古蜀遺跡、金沙遺跡、古蜀船棺合葬墓、三星堆遺跡 [2008年/中国/i、iii、iv]

(その他の資産)

- ・興隆窪遺跡 [中国/集落遺跡]

- ・趙宝溝遺跡〔中国／集落遺跡〕
- ・姜寨遺跡〔中国／集落遺跡〕
- ・クロウノフカ1遺跡〔ロシア沿海州／集落遺跡〕
- ・ボイスマン2遺跡〔ロシア沿海州／貝塚遺跡〕

イ アジア地域以外

(世界遺産一覧表記載資産)

- ・パフォス〔1980年／キプロス／iii、vi、集落跡、神殿跡〕
- ・タッシリ・ナジェール〔1982年／アルジェリア／i、iii／岩絵〕
- ・ボイン溪谷の遺跡群〔1993年／アイルランド／石室墓等〕
- ・タヌム岩絵群〔1994年／スウェーデン／i、iii、iv／岩絵〕
- ・スホクラントとその周辺〔1995年／オランダ／iii、v／集落跡等〕
- ・キロキティア〔1998年／キプロス／ii、iii、iv／集落跡〕
- ・オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地〔1999年／イギリス／i、ii、iii、iv／環状列石、集落跡〕
- ・トゥウェイフルフォーンテーン〔2007年／ナミビア／iii、v／岩絵〕
- ・オアハカ中部溪谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟〔2010年／メキシコ／iii／洞窟遺跡、岩絵〕
- ・アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群〔2011年／スイス他5か国／iv、v／杭上住居による居住地跡〕
- ・サルーム・デルタ〔2011年／セネガル／iii、iv、v／貝塚、墳丘等〕
- ・アル・アインの文化的地域〔2011年／アラブ首長国連邦／iii、iv、v／環状墓石群跡、建物跡等〕
- ・カルメル山の人類進化遺跡〔2012年／イスラエル／iii、v／洞窟遺跡〕
- ・チャタル・ホユック新石器遺跡〔2012年／トルコ／ii、iv／集落・都市遺跡〕
- ・ポヴァティ・ポイントの巨大盛土群〔2014年／アメリカ合衆国／iii／盛土構造物〕

(2) 日本国内資産との比較分析

日本国内の資産との比較分析では、資産が含まれる地域外における、特別史跡及び史跡等、保護措置がとられている資産を抽出し、比較分析を行う。

① 地域設定

比較分析は、これまでの日本考古学における研究成果に基づいて、以下の5つの文化圏における史跡を抽出する方法で行うが、比較分析をより確実なものとするため、著名な遺跡等から抽出した情報も含む。

ア 北海道・北東北、イ 南東北、ウ 関東～中部、エ 東海～近畿、オ 中国・四国・九州

② 比較項目の設定

ア 評価基準(iii) 定住の達成と、それによる物質文化や精神文化の発達を示す物証

イ 評価基準(v) 自然との共生と、それにより可能となった持続的な土地利用

(3) 「アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群」現地調査の実施（スイス）

調査時期：平成23年11月

調査内容：評価基準の適合性、構成資産の選定方法、緩衝地帯の設定方法等

(4) 比較検討結果

① 海外資産との比較分析

日本列島が属するアジア地域において、既に世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表に記載されている、推薦資産と同時期の人類の定住の要素を含む海外の資産については、基本的に農耕を生業の基盤として発達した新石器文化を示す資産であり、また、堀（濠）を周囲に巡らす集落構造がみられる。また、日本列島近隣の東アジア、ロシア沿海州においても、同様の様相を確認できる。

このことから、狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住し成熟した文化を発達させ、自然資源の維持・管理を目的とした自然環境へ積極的な関与により生業を維持し、協調的な社会を作りあげ、縄文時代約1万年間にわたる持続可能な発展を遂げたことを証明する「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、アジア地域においても先史時代の特徴ある文化として世界遺産一覧表に追加すべき要素を持つといえる。

アジア地域以外において、既に世界遺産一覧表に記載されている、推薦資産と同時期の人類の定住の要素を含む海外の資産については、アフリカ大陸にある資産を除き、基本的に農業や牧畜を生業の基盤として発達した文化を示す資産であり、日本列島以外では、堀（濠）や壁を巡らす集落構造が一般的である。また、比較対象としたアフリカ大陸の2つの資産のうち、「トゥウェイフルフォーンテーン」、「サルーム・デルタ」は、狩猟・採集を生業の基盤として発展した文化を示す資産で推薦資産と類似性をもつが、「トゥウェイフルフォーンテーン」は岩絵を中心とした資産で情報が限定的であること、また、「サルーム・デルタ」は、土地が少なく農耕・牧畜に適さない地理的環境にある資産である。

これらのことから、世界遺産一覧表には、単一資産、連続性のある資産のどちらにも、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」と同様の資産は掲載されておらず、人類史の初期の発展モデルに全く新しい典型を付け加えるものとして世界遺産一覧表へ追加する価値のある資産であるといえる。

② 日本国内資産との比較分析

縄文時代における北海道・北東北の地域は、文化的な共通性と強い継続性を持つ地域であり、遠くは九州北部や四国まで文化的な影響力を持つ地域である。

また、縄文時代の顕著な普遍的価値を示す要素を含む資産や、特徴的な遺物も数多く、文化の多様性や先進性が見られる代表的地域である。

さらに、産地が限定されるヒスイやアスファルトが、遠隔地である北海

道・北東北から多く出土しており、求心力を持った地域であるといえる。

このように、日本列島の中の北海道・北東北の地域は、縄文文化を代表する地域であり、日本列島全体に展開した縄文文化の顕著な普遍的価値は、この地域の縄文遺跡群から過不足なく説明できる。

10. 構成資産の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産の一覧表のとおり

位置図：別紙2 構成資産の位置図のとおり

11. 緩衝地帯（バッファゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の位置図：別紙2 構成資産の位置図のとおり

〔適用される規制の内容〕

推薦資産は、緩衝地帯に既に適用されている法令等による規制及び設置する包括的保存活用体制で保護することとし、緩衝地帯に既に適用されている法令等のうち、規制が緩衝地帯の保護に有効に機能すると考えられる法令等を以下のとおり整理した。

構成資産	緩衝地帯において有効に機能すると考えられる法令等
キウス周堤墓群	北海道景観条例、文化財保護法、都市計画法、
北黄金貝塚	北海道景観条例、文化財保護法、都市計画法、
入江・高砂貝塚	北海道景観条例、文化財保護法、都市計画法、洞爺湖町河川管理条例
鷺ノ木遺跡	北海道景観条例、文化財保護法、森町河川管理条例
大船遺跡	函館市景観条例、文化財保護法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
垣ノ島遺跡	函館市景観条例、文化財保護法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
三内丸山遺跡	青森市景観条例、文化財保護法、都市計画法、青森県都市公園条例
小牧野遺跡	青森市景観条例、文化財保護法、都市計画法、青森市小牧野遺跡の保護に関する条例
大森勝山遺跡	弘前市景観条例、土砂災害防止法
是川石器時代遺跡	八戸市景観条例、文化財保護法、都市計画法
長七谷地貝塚	八戸市景観条例
亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県景観条例、文化財保護法、砂利採取法
田小屋野貝塚	青森県景観条例、文化財保護法、砂利採取法
二ツ森貝塚	青森県景観条例、文化財保護法
大平山元遺跡	青森県景観条例、文化財保護法
御所野遺跡	一戸町景観条例、砂利採取法
大湯環状列石	秋田県景観を守る条例、文化財保護法、鹿角市環境保全条例
伊勢堂岱遺跡	秋田県景観を守る条例、(北秋田市景観条例策定中)、文化財保護法

(2) 緩衝地帯保護の連携

プロパティの価値が損なわれることがないように、関係法令の許認可権者との連携体制である包括的保存活用体制を構築し、包括的保存管理計画の中に位置づける。

1 2. 保存管理計画の策定状況

(1) 構成要素に係る保存管理計画の策定状況

策定・予定時期	構成資産
平成 24 年 3 月	小牧野遺跡
平成 24 年 12 月	[既存の保存管理計画への追記等：2 遺跡] 亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚
平成 25 年 3 月	御所野遺跡
平成 27 年 3 月	[既存の保存管理計画への追記等：1 遺跡] 大湯環状列石
	[既存の整備計画への追記等：4 遺跡] 入江・高砂貝塚、大船遺跡、三内丸山遺跡、伊勢堂岱遺跡
	[新たに策定：9 遺跡] キウス周堤墓群、北黄金貝塚、鷲ノ木遺跡、垣ノ島遺跡、大平山元遺跡、 二ツ森貝塚、大森勝山遺跡、是川石器時代遺跡、長七谷地貝塚

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の検討状況

包括的保存管理計画の構成、保存管理体制と保全機能、盛り込むべき各構成資産の具体的な保存管理計画に関する内容の整理を進めた。また、アクションプラン策定に向けて、記載内容を整理した。

今後は、文化庁との協議を引き続き行い、精度を高める。

1 3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール（目標）

平成 26 年度	○世界遺産登録推薦書原案の改訂／推薦書素案の提出
平成 27 年度	○国へ推薦書案を提出／国からユネスコ世界遺産委員会へ推薦書提出
平成 28 年度	○イコモスによる現地調査
平成 29 年度	○ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録

1 4. その他

(1) 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の開催（平成 27 年 3 月 9 日）

推薦書素案及び包括的保存管理計画素案の提出に当たり、文化庁から示されている『北海道・北東北の縄文遺跡群に関する「更に検討を深めるべき事項」』の課題整理に向けて助言を得た。

(2) 縄文遺跡群保存管理体制の設立準備会議の開催（平成 27 年 3 月 23 日）

構成資産を所管する文化財保護行政主管課が、資産に負の影響を及ぼす開発行為を把握し、負の影響を未然に防止する体制設立に向けて、関係者と保全に関する意思疎通を図るとともに、体制の運用に向けた意見交換を行った。

(3) 関係自治体と文化庁との個別協議の実施（平成 27 年 3 月中）

個別の構成資産の課題解消に向け、関係自治体と文化庁との個別協議を継続中である。

別紙1 構成資産の一覧表

資産名称

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

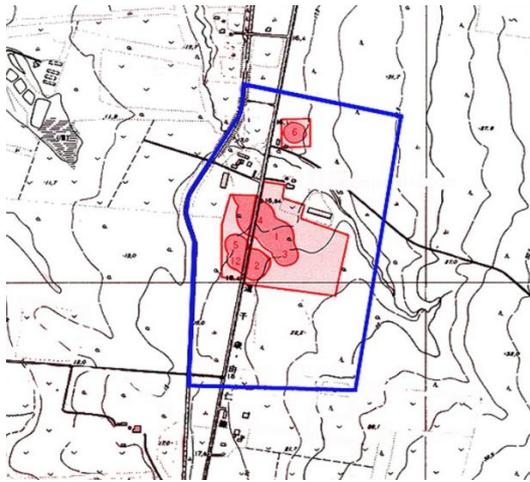
No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	きうすしゅうていぼぐん キウス周堤墓群	国指定史跡		北海道千歳市		
2	きたこがねかいづか 北黄金貝塚	国指定史跡		北海道伊達市		
3	いりえ・たかさごかいづか 入江・高砂貝塚	国指定史跡		北海道洞爺湖町		
4	わしのきいせき 鷺ノ木遺跡	国指定史跡		北海道森町		
5	おおふねいせき 大船遺跡	国指定史跡		北海道函館市		
6	かきのしまいせき 垣ノ島遺跡	国指定史跡		北海道函館市		
7	さんないまるやまいせき 三内丸山遺跡	国指定特別史跡		青森県青森市		
8	こまきのいせき 小牧野遺跡	国指定史跡		青森県青森市		
9	おおもりかつやまいせき 大森勝山遺跡	国指定史跡		青森県弘前市		
10	これかわせつきじだいいせき 是川石器時代遺跡	国指定史跡		青森県八戸市		
11	ちょうしちやちかいづか 長七谷地貝塚	国指定史跡		青森県八戸市		
12	かめがおかせつきじだいいせき 亀ヶ岡石器時代遺跡	国指定史跡		青森県つがる市		
13	たごやのかいづか 田小屋野貝塚	国指定史跡		青森県つがる市		
14	ふたつもりかいづか 二ツ森貝塚	国指定史跡		青森県七戸町	調査で内容が確認された集落西側について平成26年度に意見具申を行った。	
15	おおだいやまもといせき 大平山元遺跡	国指定史跡		青森県外ヶ浜町	追加指定対象としている地域のうち条件が整った部分について平成26年度に意見具申を行った。	
16	ごしょのいせき 御所野遺跡	国指定史跡		岩手県一戸町		
17	おおゆかんじょうれっせき 大湯環状列石	国指定特別史跡		秋田県鹿角市	史跡内の未指定地(神社地)について平成26年度に意見具申を行った。	
18	いせどうたいいせき 伊勢堂岱遺跡	国指定史跡		秋田県北秋田市		



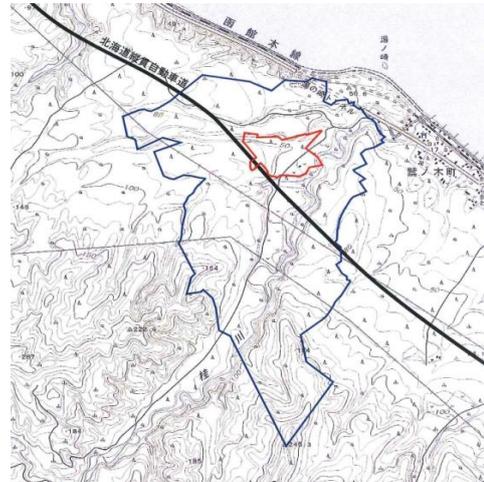
別紙2 構成資産の位置図(1)

赤線:プロパティ
青線:緩衝地帯

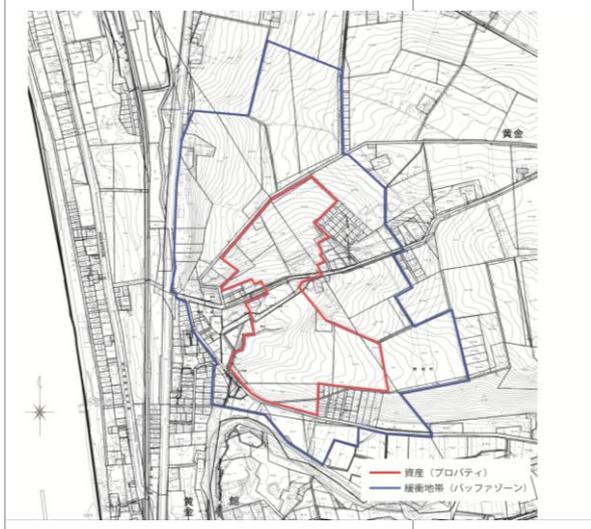
1. キウス周堤墓群



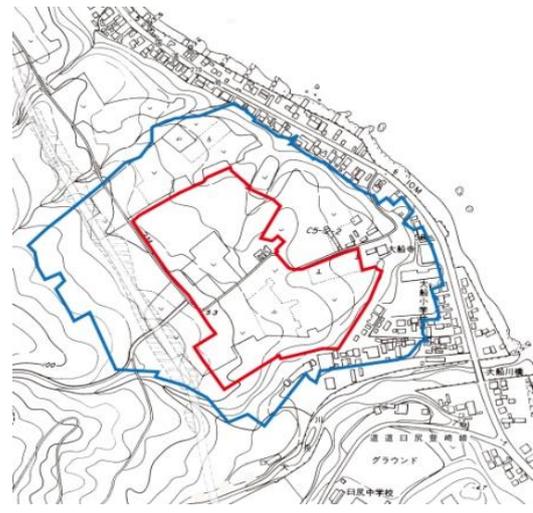
4. 鷺ノ木遺跡



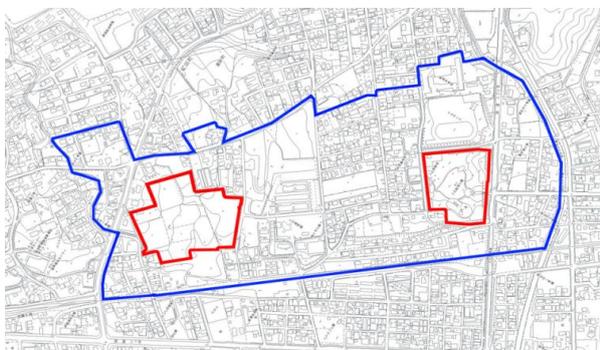
2. 北黄金貝塚



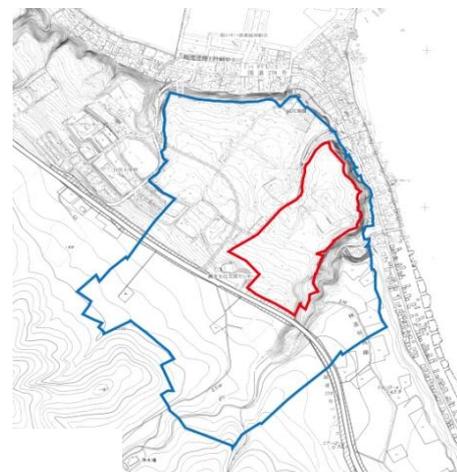
5. 大船遺跡



3. 入江・高砂貝塚



6. 垣ノ島遺跡

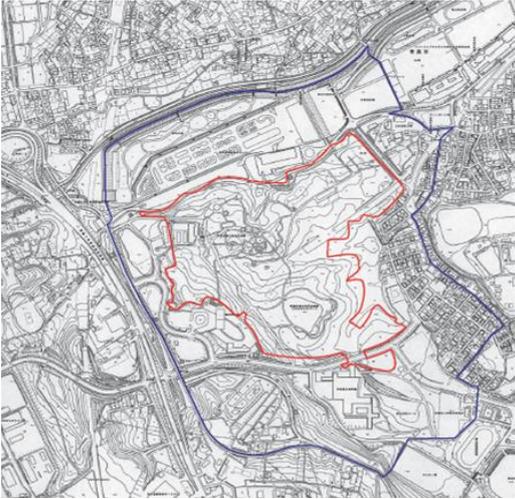


別紙2 構成資産の位置図(2)

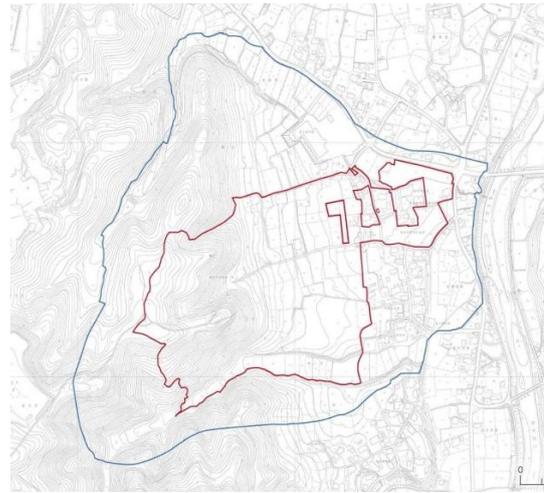
赤線:プロパティ

青線:緩衝地帯

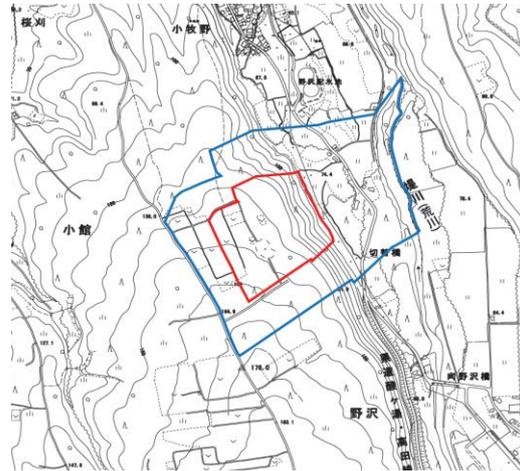
7. 三内丸山遺跡



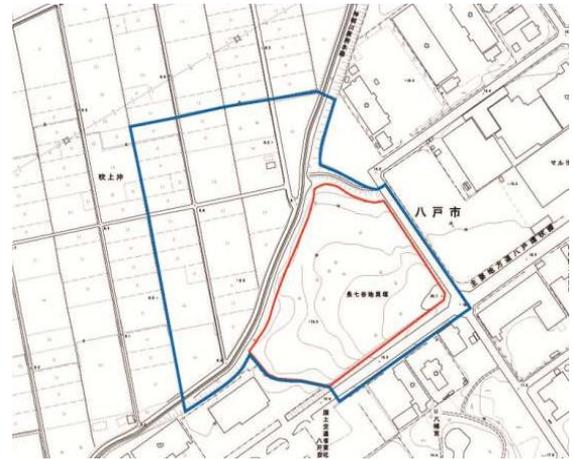
10. 是川石器時代遺跡



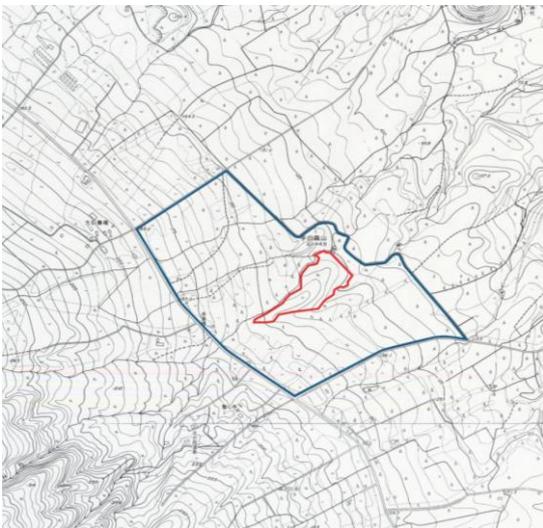
8. 小牧野遺跡



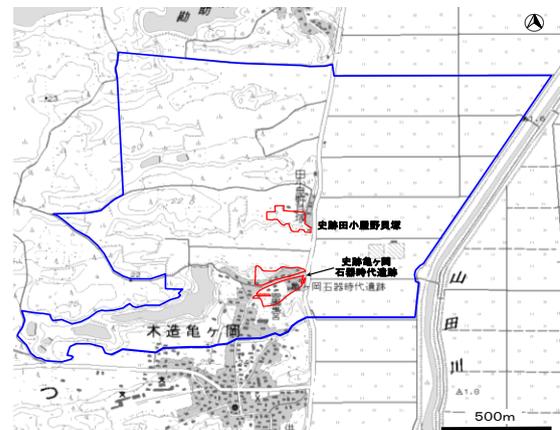
11. 長七谷地貝塚



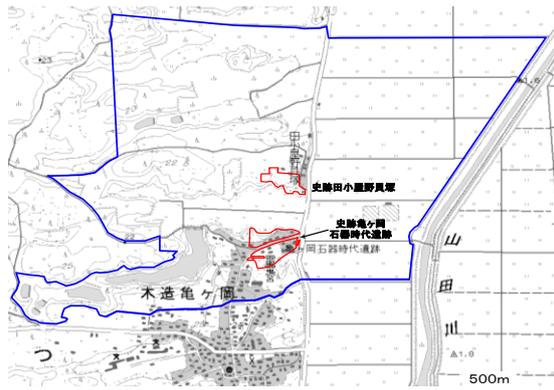
9. 大森勝山遺跡



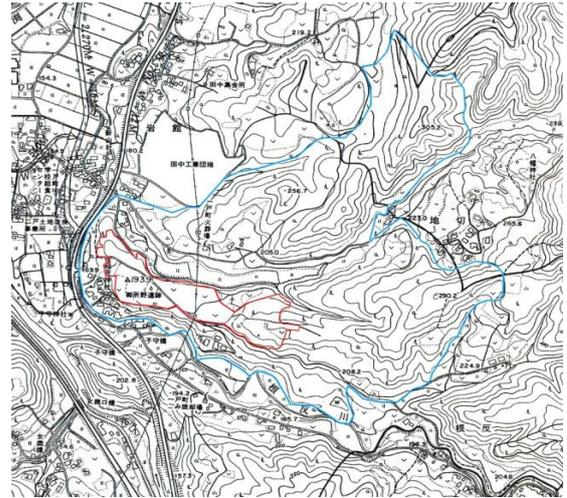
12. 亀ヶ岡石器時代遺跡



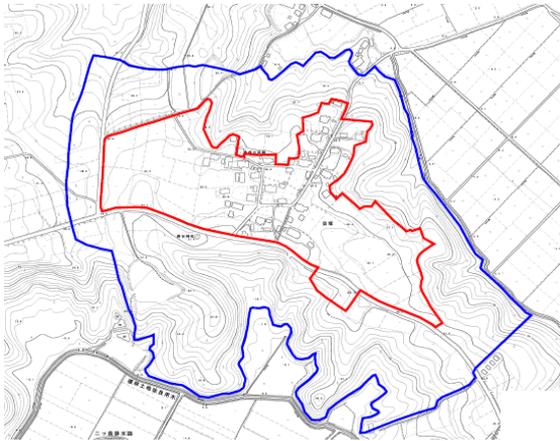
13. 田小屋野貝塚



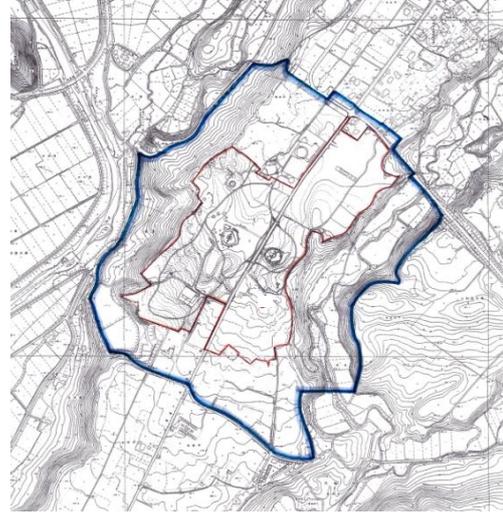
16. 御所野遺跡



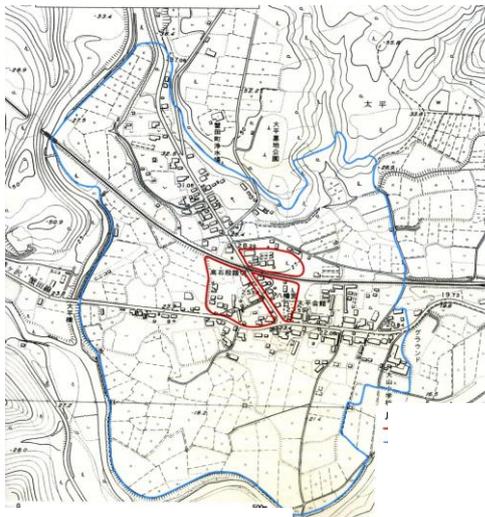
14. ニツ森貝塚



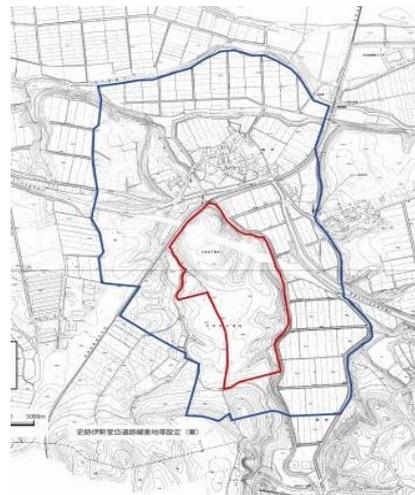
17. 大湯環状列石



15. 大平山元遺跡



18. 伊勢堂岱遺跡



縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

委員名簿

分野	氏名	現職
考古学	小林 達雄	國學院大學名誉教授
	菊池 徹夫	早稲田大学名誉教授
	岡村 道雄	奈良文化財研究所名誉研究員
環境史	辻 誠一郎	東京大学大学院教授
世界遺産	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授
	稲葉 信子	筑波大学大学院教授
	平澤 毅	奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長

【任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日】